

第3章 地球温暖化対策

地球温暖化問題が深刻化する中、このまま対策を講じない場合、滋賀県では人口の増加や自動車への依存、社会経済活動の活発化などにより、温室効果ガス排出量の増加が予測されています。地球温暖化防止を図り、快適な生活環境を創造するため、温室効果ガス排出量の一層の削減が求められています。

地球温暖化対策の推進

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の制定

<温暖化対策課>

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成23年(2011年)3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(低炭素社会づくり推進条例)を制定し、4月から施行しました(一部は平成24年(2012年)4月から施行予定)。

この条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取り組みについて規定しています。

基本事項	
第1章 総則	○ 目的、基本理念 ○ 県・事業者・県民等の責務
各主体・各分野における取組・施策	
第2章 県による基本的施策等	○ 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定 ○ 県の率先実施
第3章 事業活動に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 事業者行動計画制度
第4章 日常生活に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 低炭素地域づくり活動計画
第5章 建築物・まちづくりに係る取組	
第6章 自動車等に係る取組	○ アイドリングストップ等 ○ 自動車管理計画制度
第7章 森林の保全・整備等	第8章 農業・水産業に係る取組
その他	
第9章 雑則	○ 顕彰 ○ 調査、報告、公表

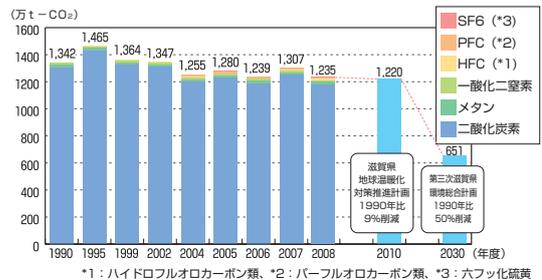
（仮称）滋賀県低炭素社会づくり推進計画

<温暖化対策課>

県では、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するため、平成15年(2003年)3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成17年(2005年)の京都議定書発効を受けて、平成18年(2006年)12月には、計画を改定して対策に取り組んできました。この計画では、平成22年(2010年)において、県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年(1990年)比マイナス9%に抑制することを目標としており、平成20年(2008年)の実績値はマイナス8.0%となっています。

この計画は平成22年度(2010年度)で終期を迎えたことから、平成21年(2009年)12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」や平成23年(2011年)3月に制定した「低炭素社会づくり推進条例」の趣旨などを踏まえ、平成23年度には新たに「（仮称）滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の策定に取り組みます。

◆滋賀県における温室効果ガス排出量の推移



滋賀県庁地球温暖化対策実行計画

<温暖化対策課>

平成19年(2007年)9月に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、滋賀県庁の事務・事業による温室効果ガスの排出抑制を目的として「滋賀県庁地球温暖化対策実行計画」を策定しました。計画では県のすべての機関(県警除く)を対象とし、CO₂排出量を平成17年度を基準年として、平成23年度までに9%削減することを目標としています。

目標達成のための削減対策として、環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)による省資源・省エネルギー・グリーン購入の推進などに取り組んでいます。

	2005(基準年)	2009	目標
合計(t-CO ₂ /年)	58,859	41,917	53,562
対2005年度比	-	-28.8%	-9%

● みるエコおうみ

<温暖化対策課>

家庭での温暖化対策を推進するため、平成20年(2008年)11月にWEBサイト「みるエコおうみ」を開設しました。

各家庭で日常生活における省エネ・省資源行動や、光熱使用量などを記録することにより、CO₂排出の削減量を「見える化」するもので、家庭部門でのCO₂排出削減の継続を図ります。



WEB <http://www.biwaco2.jp/>

● 地球温暖化防止活動推進センター

<温暖化対策課>

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を意識して生活様式を見直していくことが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12年(2000年)10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：大津市松本一丁目2-1(財)淡海環境保全財団内)
電話：077-524-7168

WEB <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/index.html>

● 地球温暖化防止活動推進員

<温暖化対策課>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を推進員として委嘱しています。平成23年(2011年)8月末現在、78名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

● 低炭素社会づくり学習支援事業

<温暖化対策課>

地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性を身近な問題として捉えてもらうため、地球温暖化防止活動推進員を中心に県内の小学校や中学校において「低炭素社会づくり授業」を実施します。あわせて地域や団体による環境学習を推進するため「低炭素社会づくり講座」を実施します。

● 省エネ診断フェア

<温暖化対策課>

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、省エネ診断員が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析します。この結果から、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな削減対策を提案し、消費電力やCO₂排出量の削減を図ります。この省エネ診断の周知および広報を兼ねて県内各地域でフェアを開催します。



省エネ診断フェア実施状況

● 環境に配慮したクルマ利用モデル事業

<交通政策課>

マイカー通勤を削減し、エネルギー効率に優れ、環境にも優しい大量輸送機関としての鉄道・バスの活性化を図るため、企業や住民と協働し、モビリティマネジメントを活用した「エコ交通」の可能性について検討します。

● モビリティマネジメント

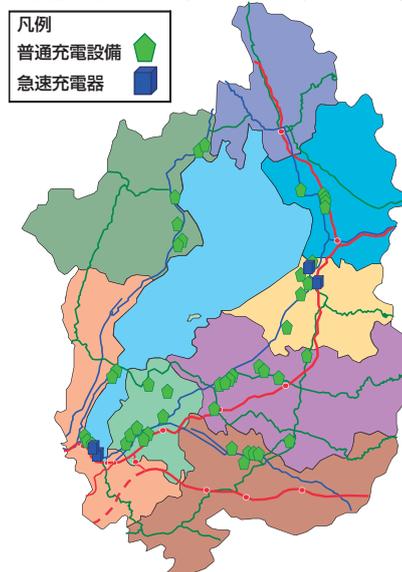
一人ひとりのモビリティ(行動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用するなど)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

● 電気自動車の普及促進

<温暖化対策課>

滋賀県におけるCO₂排出量の23%を占める運輸部門の対策として、走行時にCO₂を排出しない電気自動車の普及を促進するため、電気自動車を「知ってもらう」「見ってもらう」「体感してもらう」ための施策を展開していきます。あわせて急速充電器などの充電インフラの整備を図ります。

◆ 県内の充電設備の状況(平成23年(2011年)6月時点)





普通充電設備(大津港駐車場)



電気自動車の公用車

電動補助自転車の導入

<温暖化対策課>

マイカー利用から自転車利用への転換を進め、運輸部門におけるCO₂の排出削減を図るため、走行性に優れた電動補助自転車を率先的に導入し、職員や民間事業者の出張利用や近隣周辺の方の利用にも提供するなど、低炭素社会づくりに向けた自転車利用の普及促進を図ります。

エコドライブ推進事業

<温暖化対策課>

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)実践のための普及・啓発に努めています。

太陽光発電の普及促進

<温暖化対策課>

県では、太陽光発電の余剰電力に対する助成として「太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業」を、設置などに対する補助として「滋賀県住宅用太陽光発電導入支援対策事業」および「滋賀県個人住宅用太陽光導入・省エネグリーン化推進補助金」の各事業を実施しました。

「太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業」では、平成17年度から平成22年度まで太陽光発電設備から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取り組みを行いました。この事業により、太陽光発電の設置促進とともに、家庭での節電による省エネルギー行動の促進を図ることができました。国においても平成21年(2009年)11月から余剰電力の新たな買取制度が始まっています。

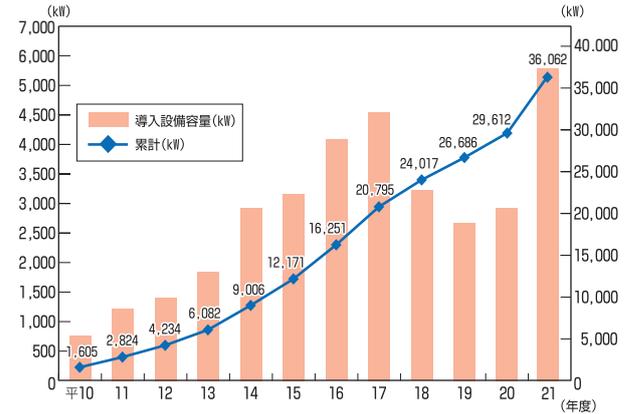
また、平成21年度から太陽光発電の設置等に対する補助を行っており、平成21年度は「滋賀県住宅用太陽光発電導入支援対策事業」として住宅用太陽光発電の設置単体に対する補助を実施しました。

平成22年度は「滋賀県個人住宅用太陽光発電導入・省エネグリーン化推進補助金」として、省エネ断熱工事とあわせて実施した住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行い、総出力2,783kWの太陽光発電が導入されました。太陽光発電の更なる普及とあわせて、CO₂の排出が少ない住宅の普及が期待されます。

平成23年度滋賀県個人住宅用太陽光発電導入・省エネグリーン化推進補助金についてはこちらから

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/h23taiyou/h23shouenegreen.html>

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



出典：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ

環境配慮型企業活動の支援の実施

<温暖化対策課>

オフィスにおける温室効果ガス削減対策を推進するため、夏季の適正冷房および軽装勤務、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「滋賀チャレンジオフィス」宣言事業所の拡大、取り組みの定着に努めています。

また、平成22年度は、県内中小企業にCO₂削減をはじめとする環境に配慮した取り組みを広く普及するため、教える企業・教えられる企業の輪づくりの仕組みの構築を滋賀県環境保全協会と協働で実施しました。

さらに、平成22年度から23年度にかけて、中小企業や団体が温室効果ガス排出量の削減を促進するため、省エネ診断において提案された対策に基づき、設備の改修を行う場合、経費の一部を補助する制度を設け、省エネの取り組みを支援しています。

滋賀エコ・エコノミープロジェクト

<温暖化対策課>

地球温暖化問題への取り組みを一刻も早く進め、環境成長経済の実現に向けた「新しい発展モデル」を構築し全国に発信しようと、滋賀の経済界と県が合同で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んでいます。

具体的には、低炭素経済を実現するために、県内で排出する温室効果ガスを削減するための仕組みである、「しが炭素基金」の実践と「しが低炭素リーダー賞」の設置をはじめ、環境分野などの産業集積を図り、県全体をいわば「緑のシリコンバレー」に匹敵する経済・生活圏となることを目指す「グリーンレイク」構想の2つを柱とした取り組みを進めています。



しが低炭素基金リーダー賞表彰式

● 農業・水産業からの温暖化対策

〈農政課、食のブランド推進課、農業経営課、畜産課、水産課、耕地課、農村振興課〉

本県農業の現場において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取り組みが求められています。

そのため、平成23年(2011年)3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および低炭素社会の実現に貢献する取り組みを進めます。

■ 農業・水産業温暖化対策総合戦略の概要

■ 戦略の期間

戦略の始期 平成23年度(2011年度)
 中期的な目標 平成27年度(2015年度)
 長期的な目標 平成42年(2030年)

■ 農業・水産業分野における平成27年度(2015年度)までの温室効果ガス排出削減見込量

約19,000t-CO₂
 (2007年農業水産業分野の温室効果ガス排出量の約7%)

■ 琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の推進【緩和策】

1. 琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の普及(生産者視点)

- ① 水稻栽培における中干しの適期実施
(水田から発生するメタンの削減)
- ② 耕畜連携による堆肥利用促進(土壌への炭素貯留の増加)
- ③ 飼料用米、稲WCS(稲発酵粗飼料)の生産拡大
(輸送エネルギーの削減)
- ④ 野菜等地場農水産物の生産拡大と設備・機械の省エネ化の推進(輸送エネルギーの削減)
- ⑤ 施肥量の低減(一酸化二窒素の削減)
- ⑥ 炭素貯留効果の高い土壌管理方法、温室効果ガスを抑える営農方法の開発



水稻の飼料利用

2. 琵琶湖を守り、農村環境を守る集落ぐるみの取り組みの推進(農村視点)

- ① 集落営農などによる水田を活用した温暖化緩和策の取り組みの推進
- ② 農村地域の良好な水循環の確立
- ③ 農村地域におけるエネルギーの有効活用と自然エネルギーへの転換
- ④ 持続可能な農村を目指した取り組みの推進
- ⑤ 排出量取引の活用

3. 消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取り組みの推進(県民視点)

- ① 地産地消の推進
- ② 農産物での省CO₂効果の表示(見える化)



マメ科の1年草「ヘアリーベッチ」を緑肥として、本田で肥料を使わずに栽培したコシヒカリ「はなふじ米」(JAレーク大津)のカーボンフットプリント表示

■ 温暖化に適応した農業・水産業の実現に向けて【影響評価・適応策】

1. 近江米の温暖化対応

- 適応技術の開発普及、温暖化に対応した品種の育成普及

2. 園芸作物などの温暖化対応

- 被害状況の的確な把握、影響の予測、対策技術開発、新規品目の導入検討

3. 水産資源の温暖化対応

- 水産資源の状況モニタリングと温暖化の影響の評価
- 温暖化に適応した水産資源保全技術の開発



温暖化対応品種(水稻)の育成



温暖化影響調査(イサガの多層曳き調査)